児童虐待防止に資する取組について

「平成29年度『児童虐待防止推進月間』の実施について」平成29年10月30日付け 文科省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知(29文科生第612号)より引用

岐阜県教育委員会

1 児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、研修の充実に努めること

【研修内容】虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等について

【参考資料】①研修教材「児童虐待防止と学校」(文科省)

- ②「養護教諭のための児童虐待対応の手引」(平成19年10月 文部科学省)
- ③「子どもの笑顔を守るために」(平成21年2月改訂版 岐阜県)
- ④「子どもの笑顔を守りたい」(平成25年5月 岐阜県教育委員会)

2 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

(1) 学校において、児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと

【参考資料】1の資料「児童虐待を疑うポイント」参照

【留意点】 教職員個人の判断でなく、組織的なリスクアセスメントを行うこと

(2) 児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合には、速やかに、市町村、児童相談所 等に通告すること

3 関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、市町村、児童相談所等の担当者との間で、情報共有を図ること

【共有内容】①児童虐待の通告の連絡先

- ②提供する情報の内容
- ③対応の手順

4 家庭に対する支援

教育委員会において、地域人材等を活用し、家庭教育支援チーム(別紙4参照)等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりの推進に努めること

【家庭教育支援チーム】

身近な地域で、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供する。ときには、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートする。

【地域人材等】 児童委員、家庭教育支援員等

【参考資料】

·「児童虐待防止対策」(厚生労働省HP)

児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況について記載

※参考資料等は、掲載HPにリンクしています。